

袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センター
建築基本設計プロポーザル

応 募 要 領

平成27年8月5日

静岡県袋井市森町広域行政組合

目	次		
	I 趣 旨	1
	II プロポーザルの概要	1
	1 名称		
	2 主催者		
	3 競技方式		
	4 選定委員会		
	5 プロポーザルの性格		
	6 事務局		
	III プロポーザルの日程	2
	IV 参加者の応募条件	2
	1 参加資格		
	2 参加不適合者	3
	3 欠格条項		
	4 業務実施上の条件		
	5 その他	4
	V 審査	4
	1 第1次審査		
	2 第2次審査		
	3 設計候補者の特定		
	4 審査結果の発表		
	5 非特定理由の説明		
	6 評価基準	5
	VI 応募の手続き等	6
	1 プロポーダル応募要領等の配付		
	2 参加表明書		
	3 プロポーザルの提出		
	4 質問書	7
	VII 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い	7
	1 著作権及び意匠		
	2 提出図書の使用		
	VIII 経費の負担	7
	IX 基本設計委託契約	8
	1 契約の締結		
	2 設計委託契約者の業務		
	3 契約限度額		
	4 受注資格の喪失		
	5 その他		
	X その他	8
	1 失格		
	2 その他	9
	技術提案課題及びプロポーダル作成要領	10

I 趣旨

袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センターは、住民の安全と安心な暮らしを守る庁舎として、建設を計画した。

袋井市森町広域行政組合と袋井市で策定した整備基本計画の内容を踏まえ、最新の技術やノウハウを求め、より効率的で質の高いサービスを提供することと、柔軟かつ高度な発想力と技術を有し、情熱を持って設計を担える設計者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施する。

II プロポーザルの概要

1 名 称

袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センター建築基本設計プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2 主 催 者

袋井市森町広域行政組合管理者袋井市長 原田 英之

3 競 技 方 式

プロポーザルは公募方式とし、2段階の審査方式とする。

4 選定委員会

選定委員会は、第1次審査、第2次審査を経て最適な設計候補者を選定するものとする。

5 プロポーザルの性格

プロポーザルは、与えられた条件下において参加者の基本的な考え方や、袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センターの設計業務に関する能力を評価することにより、設計候補者を選定するためのものである。

したがって、袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センターの基本設計にあたり、設計契約者の提案内容を変更することがある。

6 事 務 局

袋井市森町広域行政組合袋井消防本部総務課消防総務係

〒437-0064 静岡県袋井市川井 996 番地の 2

電話 0538-44-5111 FAX 0538-44-5113

E-mail shobosoumu@city.fukuroi.shizuoka.jp

ホームページ <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

Ⅲ プロポーザルの日程

応募要領等の公表	: 平成 27 年 8 月 7 日(金)
参加表明書等の提出期限	: 平成 27 年 8 月 19 日(水) まで
質問書の提出期限	: 平成 27 年 8 月 21 日(金) まで
プロポーザルの提出期限	: 平成 27 年 9 月 4 日(金) まで
第 1 次審査(書類審査)	: 平成 27 年 9 月 18 日(金)
第 1 次審査結果通知及び第 2 次審査(ヒアリング) 参加要請書の送付	: 平成 27 年 9 月 24 日(木) (発送予定)
第 2 次審査(ヒアリング)	: 平成 27 年 10 月 6 日(火)
第 2 次審査結果通知	: 平成 27 年 10 月 8 日(木) (発送予定)

Ⅳ 参加者の応募条件

1 参加資格

参加者は、提出時において次の資格要件をすべて満たしている者とする。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号) に基づく特定調停手続開始の申立中又は特定調停手続中でないこと。
- (7) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- (8) 平成 27・28 年度袋井市建設工事入札参加登録者名簿(測量・建設コンサルタント等) に登録されていること。
- (9) 袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成 17 年袋井市告示第 206 号) 第 2 条の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 過去に元請けの設計事務所として、基本設計又は実施設計を完了した次の基準を満たす実績を有する者であること。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て以上、かつ、延床面積 1,000 m²以上の消防庁舎の建築設計実績があること。
- (11) 配置予定の管理技術者については、過去において、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て以上、かつ、延床面積 1,000 m²以上の消防庁舎の基本設計又は実施設計の実績を有する者を配置できること。

2 参加不適格者

次の者は参加できない。

- (1) プロポーザル選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）
- (2) 選定委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組織及び当該組織に所属する者
- (3) 主催者及び事務局関係者

3 欠格条項

参加表明者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 参加表明者が複数の提案をした場合
- (3) 参加表明書提出後、提出期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (4) その他本応募要領及び作成要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

4 業務実施上の条件

管理技術者及び建築、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野における主任技術者については、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者及び建築主任技術者は、一級建築士であること。
- (2) 構造の主任技術者は、構造設計一級建築士または一級建築士であること。
- (3) 電気設備及び機械設備の各主任技術者は、設備設計一級建築士または一級建築士または建築設備士または技術士（技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、法による登録を受けている者）であること。
- (4) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、各主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。

※ 管理技術者は、本設計業務全般の業務管理及び統括を行うものとする。

※ 主任技術者は、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

※ 「分担業務分野」の分類は次のとおりとする。

分担業務分野	業務内容
建築	平成21年国土交通省告示第15号における別添一、1、一、ロ、(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1)総合に係るもの
構造	同上(2)構造に係るもの
電気設備	同上(3)設備の(i)電気設備に係るもの
機械設備	同上(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等に係るもの

- (5) 管理技術者と同等以上の資格（設計実績は不問）を有する者を照査技術者として配置すること。なお、配置予定の管理技術者は、当該事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有する者を配置すること。

- 5 その他
参加表明書提出者以外の者は、プロポーザルの提出はできない。

V 審査

1 第1次審査

選定委員会が、参加表明者から提出された参加表明書及びプロポーザルを書類審査し、ヒアリング要請者5者を上限に選定する。

2 第2次審査

ヒアリング要請者を対象に、プロポーザルを用いてヒアリングを実施し、内容を総合的に評価した上で、最も優れた提案者1者及び次点1者をそれぞれ選定する。

- (1) ヒアリングで求める内容は、プロポーザルの表現を補足する追加説明及び選定委員からの質疑とする。また業者名が判別できる説明は厳禁とする。
- (2) ヒアリングへの技術提案者の出席は、実際の業務を担当する管理技術者、建築担当主任技術者を含む3名以内とする。
- (3) ヒアリングに際して、会場にプロジェクタ及びスクリーン等を用意するので、投影による説明を可とする（その他必要なパソコン機器等は持参すること。）。ただし、使用する説明資料は提出されたプロポーザル及び補足資料の内容のみとする。
- (4) ヒアリング要請者はヒアリング当日、補足資料（A3版1枚）を持参（15部）し選定委員に配付することができる。

3 設計候補者の特定

管理者袋井市長は、選定委員会の報告を受け、その結果を踏まえて、設計者の特定を行う。

4 審査結果の発表

(1) 第1次審査

平成27年9月24日（木）（発送予定）に参加者全員に通知する。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

(2) 第2次審査

平成27年10月8日（木）（発送予定）に第2次審査参加者全員に通知する。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

5 非特定理由の説明

- (1) プロポーザルを特定しなかった旨の通知（以下「非特定理由」という。）を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（袋井市森町広域行政組合の休日を定める条例（平成元年袋井市外2町消防組合条例第6号。以下「条例」という。）第1条に規定する休日を含まない。）以内に、書面により管理者袋井市長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

- (2) 管理者袋井市長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（条例第 1 条に規定する休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。

6 評価基準

(1) 第 1 次審査（書類審査）選定基準

評価項目		評価事項		配点
事務所の実力（20 点）		技術者数		5
		業務実績数 1		5
		業務実績数 2		5
		主要業務実績		5
担当チームの能力（20 点）	管理技術者の能力（12 点）	資格・経験		2
		業務実績数		5
		主要業務実績		5
	主任技術者の能力（8 点）	建築担当	資格・経験	2
		構造担当	資格・経験	2
		電気設備担当	資格・経験	2
		機械設備担当	資格・経験	2
	担当チームの対応（55 点）	業務の実施方針（10 点）	業務実施方針の妥当性	
課題に対する提案（45 点）		課題 1		15
		課題 2		15
		課題 3		15
経済性（5 点）		業務内容に対する経済性		5
提案表現の制限に関する減点				
合 計				100

(2) 第 2 次審査（ヒアリング）選定基準

評価項目		評価事項		配点
チームの対応（100 点）	取組意欲（20 点）	提案書の表現		20
	課題に対する提案（60 点）	課題 1		20
		課題 2		20
		課題 3		20
担当者の能力、資質（20 点）	プレゼンテーション力、質問に対する回答		20	
提案表現の制限に関する減点				
合 計				100

VI 応募の手続き等

1 プロポーザル応募要領等の配付

(1) 配付期間

平成 27 年 8 月 7 日（金）から

(2) 配付場所

事務局の窓口又は袋井市ホームページからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日は除く。）とする。

(3) 配付書類

- ア 袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センター建築基本設計プロポーザル応募要領
- イ 袋井消防庁舎整備基本計画・（仮称）袋井市防災センター整備基本計画
- ウ 袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センター基本設計業務委託特記仕様書
- エ 位置図・現況平面図
- オ 隣接地柱状図

2 参加表明書

(1) 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書」（様式 1）及び「企業概要書」（様式 2）を作成し、次のとおり提出すること。

(2) 参加表明書の提出先及び方法

ア 提出先 事務局

イ 提出期限 平成 27 年 8 月 19 日（水）午後 5 時必着

ウ 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送、又は電子メールとする。

ただし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日は除く。）とする。

3 プロポーザルの提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル（鏡）（様式 4）

イ 事務所の業務実績（様式 5）

ウ 管理技術者の経歴等（様式 6）

エ 主任技術者（建築・構造）の経歴等（様式 7）

オ 主任技術者（電気設備・機械設備）の経歴等（様式 8）

カ 事務所の主要業務実績（様式 9）

キ 管理技術者の主要業務実績（様式 10）

ク 業務の実施方針（様式 11）

ケ 課題に対する提案（様式 12）

コ 見積書（様式任意）※基本設計額と実施設計額（いずれも消費税別途）を記載した見積書 1 部

(2) 提出部数（左綴じ A 4 版とすること）

ア 様式 4（プロポーザル（鏡））を表紙として様式 5 から様式 12 を順番に揃えて 1 点クリップ止めとし 1 部提出すること。

イ 様式 9 から様式 12 を順番に揃え、白紙の表紙を加えて、左部を 2 点クリップ止めとし 15 部提出すること。

ウ A 3 版の様式については、A 4 版に折って綴じること。ただし、ファイル等に綴じ込まないこと。

(3) 提出書類の提出先及び方法

ア 提出先 事務局

イ 提出期限 平成 27 年 9 月 4 日(金)午後 5 時必着

ウ 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送、又は宅配便とする。
ただし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日は除く。）とし、宅配便の場合は、受領したことが証明されるものに限る。

4 質問書

「参加表明書」提出者は質問書（様式 3）を作成し、回答を受けることができる。

(1) 提出先 事務局

(2) 提出期限 平成 27 年 8 月 21 日(金)午後 5 時必着

(3) 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送、又は電子メールとする。
ただし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日は除く。）とする。

(4) 回答方法 袋井市ホームページにより行うものとする。
（平成 27 年 8 月 27 日(木)公開予定）

(5) その他 プロポーザル応募要領に関する事項以外の質問は、一切受け付けない。

Ⅶ 著作権、意匠及び提出図書の取り扱い

1 著作権及び意匠

提出された提案図書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

なお、提案図書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとする。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

2 提出図書の使用

袋井市森町広域行政組合は本提案に関する公表、展示及びその他袋井市森町広域行政組合が必要と認めるときに、提案図書が無償で使用できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

なお、提案図書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、提案図書提出者が当該第三者に承諾を得ておくものとする。

Ⅷ 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

IX 基本設計委託契約

1 契約の締結

管理者袋井市長が特定した設計者と、プロポーザル提出書類の見積書提示額をもって、随意契約を締結するものとする。

2 設計委託契約者の業務

- (1) 業務名 平成 27 年度 袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センター基本設計業務委託
- (2) 業務内容 袋井消防庁舎・（仮称）袋井市防災センター基本設計業務
- (3) 履行期限 平成 28 年 3 月 31 日（木）（予定）
- (4) 契約書作成の要否 「要」

3 契約限度額

本業務の契約限度額は 39,400 千円（消費税 8%は含まず）とする。

ただし、契約締結時までに袋井市建設工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、袋井市森町広域行政組合は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

4 受注資格の喪失

本業務を受託した設計者と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は当該工事（下請工事を含む。）を請負うことができない。

5 その他

本業務の受託者は、業務履行完了後、継続して実施設計業務の契約（袋井市の定める方法により算出をして得た額を上限とする）を予定している。

X その他

1 失格

審査以降において、次の各号に該当するものは、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (2) プロポーザルに提案者が判別できる暗号、記号などを表示したもの。
（第 2 次審査で業者名が判別できる説明があった場合には、失格とする。）
- (3) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席したもの。
- (4) その他、応募要領で与えられた諸条件に違反するもの。
- (5) 応募案で、既に発表されたものと同ーあるいは類似のものは、選定委員の判断により、審査の対象から除外する。また、設計委託契約後であっても、明らかに類似のものがあることが判明した場合は、契約を取り消すことができるものとする。

(6) 応募要領に定める手続き以外の方法で、選定委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本提案競技に関する連絡を求めた者、若しくは援助を受けた者。

2 その他

(1) 本提案において、使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。

(2) 提出書類は、Ⅶ－２の場合を除き、無断で使用しないものとする。

(3) 提出書類は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 当該業務の管理技術者の経歴等（様式6）・主任技術者（建築・構造）の経歴等（様式7）・主任技術者（電気設備・機械設備）の経歴等（様式8）に記載された管理技術者及び主任技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

(5) 提出されたプロポーザル等は返却しない。

技術提案課題及びプロポーザル作成要領

1 技術提案を求める業務の基本条件及び技術提案課題

(1) 基本条件

本業務の基本条件は、以下のものとする。

- ア 「袋井消防庁舎整備基本計画」 「(仮称)袋井市防災センター整備基本計画」 (平成27年2月策定)
- イ 袋井消防庁舎・(仮称)袋井市防災センター基本設計業務委託特記仕様書

(2) 技術提案課題 (1課題毎にA3版1枚とする。計3枚)

課題1 基本計画を実現させるための提案

基本計画を踏まえ、今後の消防防災施設の考え方と、特殊性に基づく施設配置、敷地の有効利用の提案

- ・敷地を有効活用した訓練塔、訓練施設について
- ・住民、消防団を対象とした訓練機能拠点について
- ・将来の建替えなど拡張性について

課題2 建設費及びランニングコスト低減に対する提案

袋井市及び森町の消防防災拠点施設として、大雨、突風、大規模地震等災害にも耐え得る構造、機能を有しながらも建設費及びランニングコスト低減を実現できる具体的な提案

- ・建設費の低減及び補助金等活用について
- ・軟弱地盤への配慮と合理的で安全性の高い建物構造種別(耐震・免震・制震)の比較手法について
- ・ランニングコスト低減を実現できる建物設備仕様について

課題3 大規模災害を踏まえた今後の消防防災拠点機能に対する提案

予想される南海トラフ巨大地震や風水害等の災害へ、より迅速・的確及び効果的に対応するための消防防災拠点機能の提案

- ・屋上ヘリポート緊急離発着場について
- ・大規模災害時における拠点機能維持のためのライフライン確保(電源・給排水等)について
- ・災害発生時の消防職員・市職員・消防団員の連携について

2 プロポーザルの作成

以下の必要な書類については、それぞれの規定の様式に従い、必要な事項を記入し、作成すること。

なお、書類(様式9～様式12)は、住所、氏名、記号その他参加者を認識することができる、いかなる表示も記載しないこと。

(1) 様式4 (プロポーザル (鏡))

1部のみ表紙として添付する。

(2) 様式5 (事務所の業務実績)

業務実績は、過去に元請けの設計事務所として、基本設計又は実施設計を完了した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上、かつ、延床面積1,000 m²以上の消防庁舎の建築設計実績全てと、過去に元請けの設計事務所として、基本設計又は実施設計を完了した免震装置もしくは制震装置を採用した延床面積1,000 m²以上の建築設計実績全てを記入すること。

(3) 様式6 (管理技術者の経歴等)

ア 管理技術者の業務実績を記入すること。

イ 業務実績は、過去に設計担当者として、基本設計又は実施設計を完了した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上、かつ、延床面積1,000 m²以上の消防庁舎の建築設計実績を全て記入(4件を限度とする)すること。

(4) 様式7 (主任技術者 (建築・構造) の経歴等)

ア 主任技術者の経歴等を、分担業務分野(建築、構造)ごとに記入すること。

イ 業務実績は、建築主任技術者については建築設計担当者として携わった消防庁舎設計業務実績を優先して5件記入すること。構造主任技術者については構造設計担当者として携わった免震・制震設計業務実績を優先して5件記入すること。

(5) 様式8 (主任技術者 (電気設備・機械設備) の経歴等)

主任技術者の経歴等を分担業務分野(電気設備・機械設備)ごとに記入すること。

(6) 様式9 (事務所の主要業務実績)

ア 事務所について、様式5に記載した業務実績のうち、消防庁舎実績の1件について作成すること。

イ 様式9には、外観写真、内観写真各1点、基準階及び平面図、施設配置図(縮尺任意)を貼付すること。また、設計コンセプトや特徴を簡潔に記載すること。

(7) 様式 10 (管理技術者の主要業務実績)

- ア 管理技術者について、様式 6 に記載した業務実績のうち、1 件について作成すること。
- イ 様式 10 には、外観写真、内観写真各 1 点、基準階及び平面図、施設配置図 (縮尺任意) を貼付すること。また、設計コンセプトや特徴を簡潔に記載すること。

(8) 様式 11 (業務の実施方針)

業務実施方針、取組体制、特に重視する設計上の配慮 (様式 12 の課題に対する提案を除く。) 事項、その他業務実施上の配慮事項を簡潔に記載すること。

(9) 様式 12 (課題に対する提案)

- ア 課題に対する基本的な考え方を文章や図を用いて簡潔に記載すること。なお、図等については、建物の配置、各セクションの構成及びゾーニング、動線計画、外観を表すスケッチ、簡単な断面・階構成を示すことができる。
- イ 設計内容が具体的に表現されたもの (諸室の具体的な設計図等)、模型、写真、精密な透視図は用いないこと。
- ウ 課題については、「技術提案課題及びプロポーザル作成要領」1 (2) のとおりとする。
- エ 1 課題ごと様式に記入すること。